

## 日田市景観条例施行規則の一部改正について（趣旨）

### 1. 目的・理由・内容

令和8年第1回日田市議会定例会に提出した「日田市景観条例の一部を改正する条例」が可決され、改正条例を公布したことに伴い、届出対象行為の見直しに伴う規定の整理及び景観計画提案制度の手続きに係る規定の追加を行うに当たり、所要の措置を講ずること。

### 2. 施行の時期

令和8年4月1日

### 3. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

### 該当理由

日田市景観条例の一部改正に伴い、当然必要とされる規則の改正であるため。